

入札制度について（資料2）

特定建設工事共同企業体（JV）入札実施状況（平成28年度～令和2年度）	・・・	P1
特定建設工事共同企業体（JV）のメリット・デメリット	・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
談合情報対応フロー図	・・・・・・・・・・・・・・・・	P3
飯塚市談合情報等対応マニュアル	・・・・・・・・・・・・・・・・	P4～P14

特定建設工事共同企業体（JV） 入札実施状況（平成28年度～令和2年度）

年度	番号	工事名	工種 等級等	予定価格 (税抜き)	最低制限価格 (税抜き)	低入札調査 基準価格 (税抜き)	失格基準価格 (税抜き)	落札額 (税抜き)	落札率 %	申請者数	応札者数	最低制限価格 応札者数	入札日
H28	1	(仮称)飯塚市立穂波東小中学校建設(4工区)工事	建築JV	817,230,000	728,151,000	—	—	780,000,000	95.44%	2	2	0	28.5.17
	2	(仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(1工区)工事	建築JV	1,360,995,000	1,214,960,000	—	—	1,360,995,000	100.00%	2	2	0	28.8.23
	3	(仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(2工区)工事	建築JV	884,989,000	790,472,000	—	—	884,989,000	100.00%	4	3 (落除き1)	0	28.8.23
	4	(仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(3工区)工事	建築JV	666,125,000	594,783,000	—	—	666,125,000	100.00%	4	2 (落除き2)	0	28.8.23
	5	(仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(4工区)工事	建築JV	656,900,000	586,480,000	—	—	656,900,000	100.00%	4	1 (落除き3)	0	28.8.23
	6	(仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(5工区)工事	建築JV	565,089,000	504,059,000	—	—	565,089,000	100.00%	4	1 (落除き3)	0	28.8.23
	7	(仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(校舎棟・電気設備)工事	電気JV	249,470,000	222,676,000	—	—	249,000,000	99.81%	2	1 (辞退1)	0	28.8.23
	8	(仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(体育館棟・電気設備)工事	電気JV	199,610,000	178,291,000	—	—	199,500,000	99.94%	1	1	0	28.8.23
	9	(仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(体育館棟・給排水衛生設備)工事	管(水道)JV	170,967,000	152,776,000	—	—	162,200,000	94.87%	6	6	0	28.8.23
H29	1	長楽寺団地公営住宅建設工事	建築JV	383,946,000	345,551,000	—	—	345,551,000	89.99%	4	4	4	29.5.16
R2	1	飯塚市新体育館等建設工事	建築JV	2,783,701,000	—	2,561,004,000	2,522,589,000	2,587,000,000	92.93%	3	2 (辞退1)	総合評価	2.5.14
	2	飯塚市新体育館等建設(電気設備)工事	電気JV	476,433,000	438,318,000	—	—	438,318,000	91.99%	4	4	2	2.5.14
	3	飯塚市新体育館等建設(給排水衛生設備)工事	管(水道)JV	223,119,000	205,269,000	—	—	211,510,000	94.79%	5	5	0	2.5.14
	4	飯塚市新体育館等建設(空調設備)工事	管(空調)JV	447,606,000	411,797,000	—	—	411,797,000	91.99%	2	2	2	2.7.7
	5	二瀬交流センター建設工事	建築JV	346,000,000	—	318,237,000	313,464,000	318,237,000	91.97%	5	5	総合評価	2.8.4
	6	筑穂保育所園舎建設工事	建築JV	307,800,000	—	283,031,000	278,786,000	283,031,000	91.95%	3	3	総合評価	2.10.27
平均									95.97%	3.43	2.75	0.61	

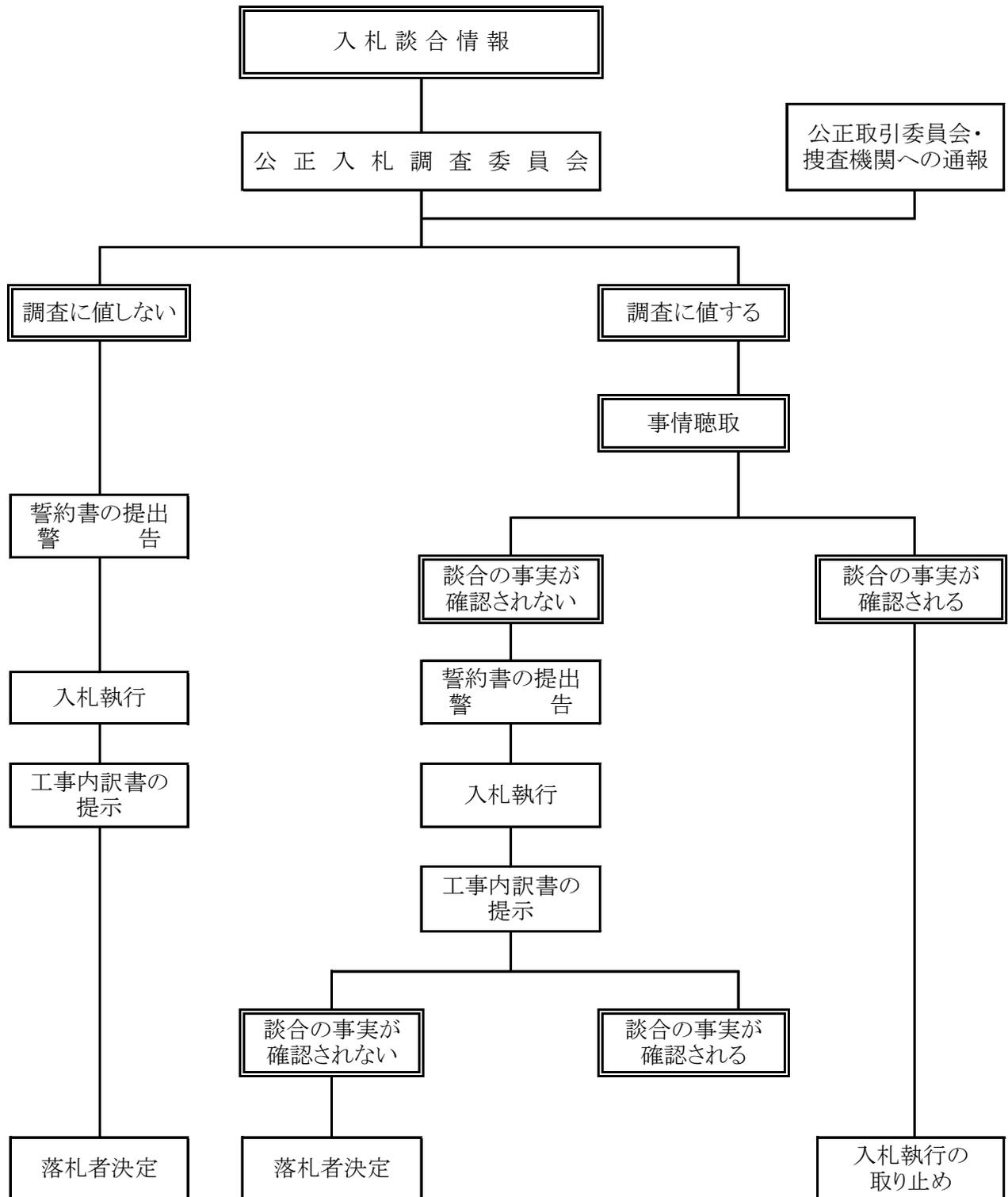
※ 最低制限価格応札者数の平均は総合評価除く。

※ 小数点第三位以下切捨て。

特定建設工事共同企業体（JV）のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">○ 技術的難度の高い又は大規模な工事について、業者1者では対応が困難であっても共同企業体を結成することにより対応が可能となる。○ 共同企業体を結成することで、技術員等の人員を確保することができ、工期の短縮を図ることができる。○ 複数の業者が、工事を受注することができる。	<ul style="list-style-type: none">○ 市内業者同士の組み合わせの共同企業体の場合、応札業者が少なくなる。○ 入札に参加したい業者がいても、構成員となる相手業者がいないと共同企業体が結成できず入札に参加できない。○ 出資比率に応じて利益が配分されることになるため、単独の工事より利益が少なくなることも考えられる。

談合情報対応フロー図



飯塚市談合情報等対応マニュアル

平成18年3月26日

第1編 総則

第1 目的

このマニュアルは、飯塚市が発注する建設工事に係る競争入札について、談合情報がもたらされた場合（以下「通報を受けた場合」という。）又は談合の疑いがある不自然な入札が行われた場合（以下「疑いがある入札が行われた場合」という。）の公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）及び調査委員会の事務局（以下「事務局」という。）の対応について定める。

第2 一般原則

- 1 事務局は通報を受けた場合又は疑いがある入札が行われた場合は、調査委員会の委員長（以下「委員長」という。）に報告を行う。
- 2 委員長は、事務局からの報告を受けた場合、原則として調査委員会を招集し審議するものとする。

第3 基本的な対応

通報を受けた場合又は疑いがある入札が行われた場合の基本的な対応は、次のとおりとする。

(1) 通報を受けた場合

原則として、入札件名、落札（予定）者名及び落札（予定）金額を明らかにした通報又は信ぴょう性が極めて高いと認められる通報を調査対象とし、前者の場合は通報内容と開札結果が一致した場合に限り調査を行う。

なお、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも、これに準じて取扱う。

(2) 疑いがある入札が行われた場合

第6 各号のいずれかに該当する場合に調査を行う。

第2編 通報を受けた場合の対応

第4 具体的な対応

通報を受けた場合には、原則として、次に従い対応すること。

なお、詳細な手続等は第5に従い行うこと。

1 入札執行前に通報を受けた場合

(1) 調査委員会への報告

通報を受けた場合には、調査委員会に報告して、その取扱いを審議すること。

調査委員会の審議の結果「調査に値する」と判断された場合は、事情聴取等必要な調査を行うとともに公正取引委員会、捜査機関への通報を行うこと。

「調査に値する」との判断基準は、おおむね次のとおりとする。

通報者の氏名、連絡先及び対象工事名、落札予定業者が明らかであり、更に次に示す情報が含まれている場合

- ① 談合に関与した業者名が明らかであること。
- ② 談合が行われた日、場所及び具体的な談合の方法が明らかであること。
- ③ 予定価格（予定価格を公表していない場合は設計金額）と同額又はこれに極めて近い落札予定金額を示していること。
- ④ その他談合に参加した当事者以外に知り得ない情報があること。

なお、事情聴取等を行わない場合であっても入札に際しては、全ての入札参加者から誓約書を提出させ、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の警告をした後に入札を行い、同時に詳細な工事費内訳書の提出を求め積算担当職員（当該工事の積算内容を把握している職員）によるチェックを行う。

(2) 事情聴取

前号により「調査に値する」と判断された場合は、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を速やかに行い、事情聴取書を作成し、調査委員会へ報告すること。

事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日において行うか又は入札開始時刻の繰下げ等により入札を延期した上で行うこと。

(3) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札の執行を延期し、又は取り止めるものとする。

(4) 談合の事実があったと認められない場合の対応

ア 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、全ての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うこと。

イ この場合、全ての入札参加者に対し、第1回の入札に際し、詳細な工事費内訳書を提出するよう要請すること。

ウ 入札には、積算担当職員が立ち会い、工事費内訳書を入念にチェックすること。

エ 工事費内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、(3)により対応すること。

(5) 一般競争入札の場合の留意点

一般競争入札の場合は、競争参加資格があると認められた者を公表しておらず、また、競争参加資格が認められた者であっても入札するか否かは明らかでないため、入札日において入札に参加するために入札会場に集まった者を対

象として（２）以下に従い対応すること。

２ 入札執行後に通報を受けた場合

入札執行後に談合に関する通報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意しつつ、以下の手続によること。

（１） 契約（仮契約を含む。）締結以前の場合

ア 調査委員会への報告

通報があった場合には、契約を保留し、調査委員会に報告してその取扱いを審議すること。

調査委員会の審議の結果、「調査に値しない」と判断された場合は、落札者と契約する。

イ 事情聴取

調査委員会の審議の結果、事情聴取が必要と認められた場合は、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行い、事情聴取書を作成し、調査委員会に報告すること。

ウ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札を無効とすること。

エ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させた上、落札者と契約を締結すること。

（２） 契約（仮契約含む）締結後の場合

ア 調査委員会への報告

通報があった場合には、調査委員会に報告してその取扱いを審議すること。

イ 事情聴取

調査委員会の審議の結果、「調査に値する」と判断された場合は、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行い、事情聴取書を作成し、調査委員会に報告すること。

なお、事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約解除するか否かを判断すること。

第５ 個別手続の手順等

第４に定める事情聴取等の手続においては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

１ 報告書の作成

事務局は入札談合に関する通報を受けた場合には、情報の内容を様式第１号の談合情報報告書にまとめること。

２ 公正取引委員会への通報等

- (1) 公正取引委員会への通報等は、総務部長が行うものであること。
- (2) 公正取引委員会への通報等の様式は、様式第2号とする。
- (3) 総務部長は、最初の通報を行った後、公正取引委員会へは、その結果の報告を通報するとともに手続の各段階での事情聴取書、誓約書、入札調書（開札調書）の写し等必要書類を添え、まとめて送付することができる。

3 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は、委員長が指名した複数の職員により行うこと。
- (2) 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、一社ずつ面談室等に呼び出し、「別紙1」を参考として）必要事項について聞き取りを行うこと。
- (3) 聴取結果については様式第3号により事情聴取書を作成すること。

4 誓約書の提出等

- (1) 誓約書（様式第4号）については、事情聴取の対象者から提出させること。
なお、落札者決定（入札）後で契約締結以前の場合は、様式の文書表現中、3行目の「落札後」を消して用いること。
- (2) 「入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合には、入札を無効とする。」旨の警告は、「別紙2」により、警告事項を読み上げること。

5 工事費内訳書のチェック

提出された工事費内訳書提示については、入札に際し、積算担当職員が立ち会い、第1回の入札において、全入札者が入札書を入札函に投入した後（改札前）に積算担当職員により談合の形跡がないかを入念にチェックすること。

6 報道機関との対応

報道機関との対応については、事務局を所管する長が行う。

第3編 疑いがある入札が行われた場合の対応

第6 疑いのある入札が行われた場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 入札価格等に同一性、規則性及び類似性が認められる場合。ただし、最低制限価格制度を採用する入札にあって、最低入札者の入札金額が、最低制限価格と同額の場合は、この限りでない。
- (2) 前号に掲げるもののほか、談合等不正な入札の疑いがある場合

第7 第6各号に該当する場合の調査等については、第4及び第5を準用する。

附 則

このマニュアルは、平成18年4月1日から施行する。

このマニュアルは、平成24年11月6日から施行する。

このマニュアルは、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第5関係）

談 合 情 報 報 告 書

情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分
工 事 名	
入札 (予定) 日	年 月 日 () 時 分
情 報 提 供 者	① 報道機関名 ② その他 (会社名等) ③ 役職名 ④ 氏名等 ⑤ 連絡先 (住所等) (電話番号) ()
情 報 手 段	・電話 ・書面 ・面接 ・報道
情 報 内 容	①談合に関与した業者名 ②談合が行われた日・時・場所 具体的な談合の方法 ③落札予定金額 ④その他
応 答 の 概 要	
応答者所属・職・氏名	

備考

- 1 情報が書面等の場合は、写しを添付のこと。
- 2 その他参考となる資料があれば添付のこと。

様式第2号（第5関係）

〇〇飯総契第 号
年 月 日

公正取引委員会事務局
九州事務所長 様

飯塚市長 印

談合情報に関連する資料の送付について

本市が発注する〇〇〇〇工事の入札に係る談合情報に関連する資料を別添のとおり送付いたします。

（事項）

- 1 談合情報報告書（写し）
- 2 事情聴取書（写し）
- 3 誓約書（写し）
- 4 入札調書（写し）
- 5 入札に関する連絡（無効、延期・取消し）
- 6 そ の 他（契約解除等）

（該当する番号を○で囲むこと。）

様式第3号（第5関係）

事 情 聴 取 書

（記入例）

工 事 名
 業 者 名
 事情聴取を受けた者
 事情聴取者職・氏名
 日 時
 場 所

質 問	聴 取 内 容
1 工事の入札に先立ち、既に落札業者が決定している（た）との情報がありますが、そのような事実がありますか。	
2 本件工事について、他社の人と何らかの打合せ又は話合いをしたことがありますか。	
3 あったとすれば、どのような内容の打合せ又は話合いでしたか。	
4 その他必要事項	

様式第4号（第5関係）

誓 約 書

年 月 日

（あて先）飯 塚 市 長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

代理人氏名

印

今般の下記工事の競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも法律を遵守することを誓約し、落札後、当該工事に関する談合等の事実が明らかになった場合には、契約を解除されても異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 飯塚市長

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

代理人氏名

印

今般の下記委託の競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも法律を遵守することを誓約し、落札後、当該工事に関する談合等の事実が明らかになった場合には、契約を解除されても異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

記

1 業 務 名

2 履 行 場 所

別紙1（第5関係）

事情聴取項目（参考例）

- 1 工事の入札に先立ち、既に落札業者が決定している（た）との情報がありますが、そのような事実がありますか。

- 2 本件工事について、他社の人と何らかの打合せ又は話し合いをしたことがありますか。

- 3 あったとすれば、どのような内容の打合せ又は話し合いでしたか。

- 4 その他必要事項

別紙2（第5関係）

入札執行に係る警告事項

- 1 本件入札について談合があったとの通報があったが、飯塚市契約規則等を遵守し、厳正に入札すること。
- 2 入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、その入札は無効とする（旨を警告する。）。